

「仮称」多摩六都広域連携プラン(素案) に対するご意見を募集します

東久留米市・小平市・東村山市・清瀬市・西東京市(以下、圏域各市)では、広域的な行政課題に対応するため、昭和62年1月に、多摩北部都市広域行政圏協議会を設置しました。

本来的な方向と施策を明らかにするものです。今回、「仮称」多摩六都広域連携プラン(素案)について、広く圏域市民の皆さんのご意見を募集します。寄せられたご意見を踏まえ、さらに検討を進め、23年3月を目途に多摩北部都市広域行政圏協議会で「仮称」多摩六都広域連携プランの取りまとめを行う予定です。

「管外宿泊施設の相互利用」を実現し、また「多摩六都フェア」と称するスポーツ・文化事業などを実施しています。

このたび、圏域各市が連携・協議して取り組む施策を示した「仮称」多摩六都広域連携プラン(素案)を作成しました。

この計画は、近年の少子高齢化の進展など、社会経済情勢の変化を踏まえながら、圏域各市が連携・協議すべき基

この説明会では、「決算の仕方」を中心に、「確定申告に当たっての留意事項および青色申告決算書の作成要領」や「消費税法等の概要」などをわかりやすく説明します。また、「e-Tax(インターネット)」(国税電子申告・納税システム)など、多くの個人事業者に関係する事項についての説明も行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

「意見募集対象」(仮称)多摩六都広域連携プラン(素案)

【意見募集期間】11月16日(火)～12月15日(水)

◆多摩北部都市広域行政圏協議会(意見公募)ホームページアドレス
<http://www.tama6.jp/pubcome/index.html>

青色決算説明会・消費税等説明会

を開催します

「消費税および地方消費税」などについての説明会を開催します。

この説明会では、「決算の仕方」を中心に、「確定申告に当たっての留意事項および青色申告決算書の作成要領」や「消費税法等の概要」などをわかりやすく説明します。また、「e-Tax(インターネット)」(国税電子申告・納税システム)など、多くの個人事業者に関係する事項についての説明も行いますので、ぜひこの機会をご利用ください。

【開催日】12月7日(火)

【時間】不動産所得のある方は午前10時～午後零時10分。490へ。

【会場】市役所7階701会議室(車でのご来場は遠慮ください)

【注意】20年分の課税売上高(輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割り戻しの金額を差し引いた金額)が1000万円を超える場合は、22年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出が必要になります。

【注意】17年分の還付については、12月末が期限となりますので、早めの手続きをお願いします。

【国税庁ホームページアドレス】
<http://www.nta.go.jp>

よび圏域各市ホームページ
【提出方法】12月15日(水)までに(必着)、件名「仮称」多摩六都広域連携プランへの意見(住所・氏名(企業・団体の場合は企業・団体名、部署名および担当名)、ご意見①該当箇所②意見内容③理由(根拠となる出典などの併記)を記入の上、〒187-1870、小平市小川町2-1-33、多摩北部都市広域行政圏協議会事務局あて郵送、フ

【注意】電子メールで提出の場合、ファイル形式をテキスト形式で送信してください。※頂いたご意見については、提出者の氏名、住所、電子メールアドレスを除き、公表することがあります。意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に

私立幼稚園児などの保護者補助金 制度が改正されました

補助の対象となる私立幼稚園などを、「私立幼稚園もしくは幼稚園類似施設」に「幼児教育施設」を追加しました。

この幼児教育施設の基準は、①設置目的(幼児教育)②公開性の原則(一部特定の幼児に制限しない)③一学級の幼児数(35人以下)④学級の編

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

毎年11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です 講演と映画の上映を行います

【会場】府中グリーンプラザ(京王線府中駅から徒歩1分)

【内容】①映画上映Ⅱ「ゼロ」からの風Ⅱ「ゼロ」からの風を受けて輝いて生きる。講師は造形作家の鈴木共子氏

【対象】市内に住民票または外国人登録のある3歳～5歳

【申請方法】幼児教育施設を申請する申請用紙に必要事項を記入の上、子育て支援課(市役所2階)に申請してください。改正の幼児教育施設は、今年10月から対象となり、今年10月から対象

市税の納税にご協力ください
11月30日(火)は、国民健康保険第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課470・7729へ。

21年度 東久留米市財政健全化 判断比率等を公表します

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	-	-	5.3	58.3
早期健全化基準	12.44	17.44	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	-

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)および資金不足比率について、21年度決算に基づく指標を公表します。

区分	資金不足比率
東久留米市比率	-
経営健全化基準	20.0

